

令和5年第4回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和5年3月28日（火）13:30～

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（森田委員、新田委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第14号 琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則の廃止等について

議案第15号 琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則及び琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部改正について

議案第16号 琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

議案第17号 琴浦町都市公園規則の一部改正について

議案第18号 琴浦町社会体育施設規則の一部改正について

議案第19号 琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則及び琴浦町立平岩記念会館規則の一部改正について

議案第20号 琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について

議案第21号 琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部改正について

議案第22号 琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第23号 琴浦町スポーツ少年団育成強化補助金交付要綱の一部改正について

議案第24号 琴浦町体育協会補助金交付要綱の一部改正について

議案第25号 学校医の委嘱について

議案第26号 浦安地区公民館使用料の減免について

議案第27号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第28号 琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第29号 生涯学習センター使用料の減免について

議案第30号 琴浦町職員の異動について

議案第31号 琴浦町会計年度任用職員の任用について

6 協議事項

琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則について

7 報告事項

8 その他

9 閉 会

次回定例会：令和5年4月 日（ ） 13時30分～

1 行事報告等

- 2月22日(水) 人権研修「これからの人権尊重のまちづくり」講師 川口 寿弘
2月26日(日) 町体育協会表彰式(10:00~10:30)
ふるさと大賞授賞式(11:00~12:00)
2月27日(月) 赤碓小学校創立150周年記念式典(9:30~10:30)
2月28日(火) 令和4年度東伯郡同和对策協議会研修会
3月6日(月) 3月定例議会初日
3月7日(火)・8日(水) 県立高校入試
3月8日(水) 臨時教育委員会(8:30~9:30)
3月9日(木) 臨時校長会(8:30~9:40)
3月10日(金) 中学校卒業式
3月16日(木) 県立高校合格者発表
3月17日(金) 小学校卒業式(10:00~)
第3回斎尾廃寺跡発掘調査委員会
3月22日(水) 琴浦町図書館協議会
3月23日(木) 文化財保護審議会
第2回人権啓発検討会議
令和4年度第2回社会教育委員会
3月24日(金) 小・中学校修了式
議会最終日
3月25日(土) 教職員人事異動新聞発表
3月28日(火) 定例教育委員会(13:30~)

2 今後の予定

- 3月29日(水) 琴浦町人権尊重の社会づくり審議会
3月31日(金) 退職者送別式
4月1日(土) 町スポーツ少年団結団式(東伯野球場)
4月3日(月) 辞令交付式(9:00~) 会計年度任用職員辞令交付式(13:30~)
4月4日(火) 転入職員宣誓式(14:00~) 定例校長会(15:00~)
4月10日(月) 小・中学校始業式
4月11日(火) 入学式 小学校(10:00~) 中学校(14:00~)
4月12日(水) スポーツ推進委員会総会
4月17日(月) 令和5年度第1回県・市町村(学校組合)教育行政連絡協議会

3 その他

令和5年3月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について
(別紙のとおり)
2. 令和5年度学校給食費年間納入計画について
(別紙のとおり)
3. 令和5年度教職員宣誓式
日時 令和5年4月4日(火) 午後2時～
場所 まなびタウンとうはく 4階多目的ホール
対象者 昇任管理職、転入教職員及び新規採用教職員

校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	区域外就学期間	住所	認定要件	備考
1	中1	東伯中学校	倉吉市立河北中学校	令和5年3月1日～ 令和6年3月31日まで	倉吉市	(7)	継続

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

令和5年度 学校給食費年間納入計画

	区分		小学校	中学校
	年間給食実施予定数		185回	185回
	単価	1食あたりの額	314円	358円
		町負担額	29円	32円
		保護者負担額	285円	326円
年間保護者負担見込額		52,725円	60,310円	
支払回数別 各月納入費	毎月払い	4月	—	—
		5月	4,700円	5,500円
		6月	4,700円	5,500円
		7月	4,700円	5,500円
		8月	4,700円	5,500円
		9月	4,700円	5,500円
		10月	4,700円	5,500円
		11月	4,700円	5,500円
		12月	4,700円	5,500円
		1月	4,700円	5,500円
		2月	4,700円	5,500円
		3月	精算額	精算額
	年2回払い	5月	47,000円	55,000円
		3月	精算額	精算額

※アレルギー等により給食の一部を受けない場合の保護者負担額(1食あたり)は、以下のとおりです。

	米飯なし (小/-48円・ 中/-54円)	パンなし (-10円)	牛乳なし (-55円)	パン・牛乳なし (-65円)	米飯・パン・ 牛乳なし (小/-113円・ 中/-119円)
小学校	237円	275円	230円	220円	172円
中学校	272円	316円	271円	261円	207円

令和5年3月教育委員会定例会報告

社会教育課

1. 東伯総合公園ほか改修・運営事業の方針見直しについて
(別紙のとおり)
2. 浦安地区公民館移転セレモニー及び見学会の開催について
(別紙のとおり)
3. 生涯学習センターの雨漏り、水漏れの状況について
(別紙のとおり)
4. 東伯サッカー場の芝破損の状況について
(別紙のとおり)

東伯総合公園ほか改修・運営事業の方針の見直しについて

社会教育課

1 方針の見直しについて

特定事業選定前公募（事前公募）の結果及び特定事業選定のための予定対価算定の結果、当該事業を PFI 方式で実施する方針を見直すこととした。

※PFI：民間の資金と経営能力・技術の力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営を行う公共事業の手法。

2 事前公募の結果

当該事業への地元事業者の参画は、地域経済の活性化や事業機会創出の観点において必須と考えているが、事前公募においては、地元事業者の参画意向が十分に得られなかった。

3 予定対価及び VFM の算定

事業の予定対価及び従来手法との比較による VFM を算定した結果、事業範囲や事業期間の見直し、更に物価高騰の影響により、令和 2 年度の導入可能性調査時から大幅に事業費が増加することがわかった。

※VFM：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する考え方のこと。

予定対価及び VFM 算定結果

単位：百万円

	今回算定分 (事業期間 15 年)	導入可能性調査時 (事業期間 10 年)
PSC (公共が自ら実施する場合のコスト)	4,935	1,755
PFI-LCC (PFI 手法の場合のコスト)	4,720	1,704
VFM	4.4%	2.9%

4 検討結果

見込まれる事業費の増加に対して地元事業者の参画意向が不十分と考え、PFI 方式での事業実施を見直すこととした。

今後は、これまでの事業検討過程で得た知見を生かし、指定管理者制度を含めた官民連携手法での事業実施を検討する。

5 今後の予定

令和 4 年度 事業実施方針を検討 (PFI アドバイザリー業務)

令和 5 年度 事業 (改修方針、手法、財源等) の見直し

令和 6 年度 事業実施

浦安地区公民館移転セレモニー及び見学会の開催について

社会教育課

1 概要

浦安地区公民館が旧社会福祉センター建物に移転するにあたり、セレモニー及び見学会を開催する。

当日は、看板設置後に建物内の見学会を実施する。

2 セレモニー・見学会の実施

日時：令和5年4月4日（火）

移転セレモニー 10：00～10：15

- ①館長あいさつ
- ②来賓あいさつ
- ③改修概要説明
- ④看板の設置

自由見学 午前の部 10：15～11：30

午後の部 13：30～15：30

内容：来館者に対して、改修内容の説明等を実施。TCC 取材予定。

見学については、上記日程以外にも随時対応

対象：琴浦町民

3 広報

町報4月号へ移転について記事掲載

ホームページ掲載、全町放送、TCC 文字放送

4 移転スケジュール

・引越作業 3月30日（木） ・執務開始 4月3日（月）

3/27 月	3/28 火	3/29 水	3/30 木 引越	3/31 金 引越予備	4/1 土	4/2 日
4/3 月 執務開始	4/4 火 見学会	4/5 水	4/6 木	4/7 金	4/8 土	4/9 日

生涯学習センターの雨漏り、水漏れの状況について

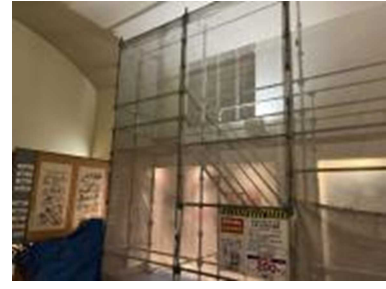
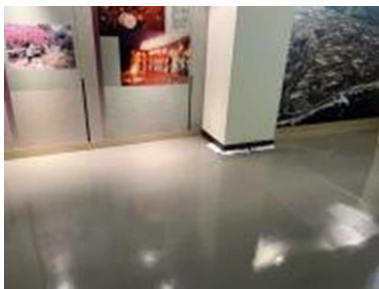
社会教育課

1 5階民俗資料館の雨漏りの状況

発生日時：令和5年1月15日

状況：民俗資料館南側の飾り柱（柱状の壁）の下部から雨水がフロアに流れ出ている報告（清掃業者報告）。報告箇所以外の雨漏りはなし。

今後の対応：雨漏り箇所確認のため、民俗資料館南側の壁パネルの一部を外し調査中。箇所の特定にかかわらず3月中に点検口を設け、南壁パネルの復旧。



▶ ▲雨漏り状況

▲調査状況

2 4階第2展示ホールの水漏れの状況

発生日時：3月21日（火）午前8時ごろ

発生場所：4階第2展示ホール、3階多目的トイレ、女子トイレ手洗い場

状況：空調用の水の配管が破損し、水が漏れ出て天井裏を浸水、壁等を伝って3階にも漏れ出た。

対応：空調が使えないため、利用予約は別室へ振り替え。原因箇所の確認と修繕が終わるまでは使用中止。

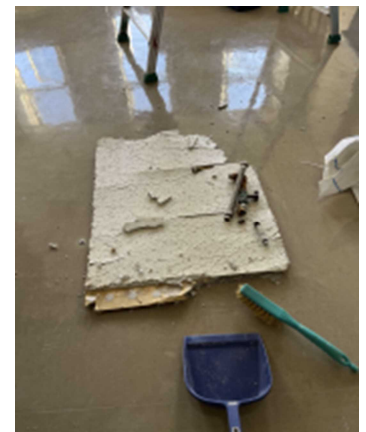
その後、3月22日に業者による現場確認中、天井が落下したため、今後の修繕方法等を検討中。



▲3/21に天井裏が浸水、水もれ



▲3/22に天井が落下 ▶



東伯サッカー場の芝破損の状況について

社会教育課

1 概要

令和5年2月4日、積雪時に町内サッカーチームがサッカー場を使用。

使用後に芝の破損が複数箇所で発覚し、真砂土等で応急処置をしたが、養生による使用中止を行う必要が生じた。

2 今後の対応

専門業者に現地確認と聞き取りを行い、芝養生のため、貸し出しに制限をかけて対応する。

サッカー等：7月上旬まで使用中止

グラウンドゴルフ、アーチェリー：4月から貸し出し（破損場所は踏まないよう注意喚起）

芝破損時 2023/2/4



養生期間 2023/3/9



議案第14号

琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則の廃止等に関する規則の制定について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則の廃止等に関する規則を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則の廃止等に関する規則

(琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則の廃止)

第1条 琴浦町教育委員会現業職員の給与に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第17号)を廃止する。

(琴浦町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 琴浦町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第6号)の一部をを次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 琴浦町教育委員会事務局職員(非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の職の設置については、法令で特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第2条 職員の職は、<u>課長、室長、参事、課長補佐、主査、係長、主任、主事、指導主事、社会教育主事</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 琴浦町教育委員会事務局職員(非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の<u>種類及び職</u>の設置については、法令で特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第2条 <u>職員の種類は、職員及びその他の職員とする。</u></p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職員をもって充てる職</u> <u>課長、室長、参事、課長補佐、主査、係長、主任、主事、指導主事、社会教育主事、技師</u></p> <p>(2) <u>その他の職員をもって充てる職</u> <u>学校主事、運転手</u></p>

(琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正)

第3条 琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、学校栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、司書、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員又は司書を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>第32条及び第33条 削除</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、学校栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、<u>学校主事</u>、司書、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員、<u>学校主事</u>又は司書を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 学校主事は、学校の図書館業務、給食業務、環境整備その他の用務に従事する。</u></p> <p><u>(学校給食調理従事員)</u></p> <p>第32条 <u>学校給食調理従事員は、上司の命を受け、給食の調理その他の業務に従事する。</u></p> <p><u>(学校主事)</u></p> <p>第33条 <u>学校主事は、上司の命を受け、学校環境の整備その他の業務に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第15号

琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則及び琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則及び琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則及び琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則

(琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則の一部改正)

第1条 琴浦町教育相談員の設置及び服務に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命及び任期)</p> <p>第2条 教育相談員は、琴浦町教育委員会が任命するものとし、その身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第4条 教育相談員の勤務条件等については、<u>琴浦町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年琴浦町規則第2号)</u>の規定によるものとする。</p>	<p>(任命及び任期)</p> <p>第2条 教育相談員は、琴浦町教育委員会が任命するものとし、その身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務条件)</p> <p>第4条 教育相談員は、週4日以内(16時間)東伯中学校及び赤碕中学校内に設置する相談所に勤務し、また、<u>実情に応じた勤務形態を設定することができる。</u></p>

(琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則の一部改正)

第2条 琴浦町立中学校部活動指導員に関する規則(平成31年琴浦町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命)</p>	<p>(任命)</p>

第2条 指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が校長の意見を聴いて任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 指導員の報酬及び費用弁償は、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の規定により支給する。

(委任)

第10条 略

第2条 指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が校長の意見を聴いて任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職員とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 指導員の報酬及び費用弁償は、琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第44号)の規定により支給する。

2 指導員の費用弁償は、当該指導員が指導者研修会に参加した場合に年間1回に限り支給するものとする。

(災害補償)

第10条 指導員が職務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいとなった場合においては、その指導員又はその者の遺族に対し労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、その損害を補償する。

(委任)

第11条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の
一部改正について

別紙のとおり、琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則(令和3年琴浦町規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>314円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>358円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>296円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>337円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

琴浦町都市公園規則及び琴浦町防災行政無線の放送の取扱いに関する
規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町都市公園規則及び琴浦町防災行政無線の放送の取扱いに関する規則の一部を改正することについて、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年9月1日教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年琴浦町規則第 号

琴浦町都市公園規則及び琴浦町防災行政無線の放送の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(琴浦町都市公園規則の一部改正)

第1条 琴浦町都市公園規則(平成16年琴浦町規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用許可申請書の提出は、利用しようとする日の<u>3日前</u>までとする。ただし、町長がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第17条の規定により使用料の減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町スポーツ協会が主催する事業を行う場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用許可申請書の提出は、利用しようとする日の<u>5日前</u>までとする。ただし、町長がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第17条の規定により使用料の減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町体育協会が主催する事業を行う場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(琴浦町防災行政無線の放送の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 琴浦町防災行政無線の放送の取扱いに関する規則(平成24年琴浦町規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線

で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、琴浦町防災行政無線施設条例(<u>平成16年琴浦町条例第16号</u>。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、防災行政無線の運用に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各種団体 高齢者クラブ、社会福祉協議会、婦人会、青年団、<u>スポーツ協会</u>、NPO法人、自治会及びその他団体をいう。</p> <p>(5) 所属長 琴浦町行政組織規則、琴浦町会計管理者の補助組織設置規則、琴浦町教育委員会事務局組織規則、琴浦町議会事務局処務規程及び琴浦町農業委員会規則に規定する課長、室長及び事務局長をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、琴浦町防災行政無線施設条例(以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、防災行政無線の運用に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各種団体 高齢者クラブ、社会福祉協議会、婦人会、青年団、<u>体育協会</u>、NPO法人、自治会及びその他団体をいう。</p> <p>(5) 所属長 琴浦町行政組織規則(<u>平成16年琴浦町規則第4号</u>)、琴浦町会計管理者の補助組織設置規則(<u>平成19年琴浦町規則第2号</u>)、琴浦町教育委員会事務局組織規則(<u>平成16年琴浦町教育委員会規則第5号</u>)、琴浦町議会事務局処務規程(<u>平成16年琴浦町議会訓令第2号</u>)及び琴浦町農業委員会規則(<u>平成16年琴浦町農業委員会規則第1号</u>)に規定する課長、室長及び事務局長をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第18号

琴浦町社会体育施設規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設規則の一部を改正することについて、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年3月28日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町社会体育施設規則の一部を改正する規則

琴浦町社会体育施設規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用時間及び休日)			(利用時間及び休日)		
第2条 体育施設の利用時間及び休日は、次のとおりとする。			第2条 体育施設の利用時間及び休日は、次のとおりとする。		
施設の種類	利用時間	休日	施設の種類	利用時間	休日
琴浦町赤碕野球場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	琴浦町赤碕野球場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町赤碕テニス場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	琴浦町赤碕テニス場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町赤碕多目的広場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	琴浦町赤碕多目的広場	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町赤碕屋外ステージ	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	琴浦町赤碕屋外ステージ	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町立赤碕町民武道館	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	<u>琴浦町立赤碕町民武道館</u>	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町立東伯町民武道館	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	<u>琴浦町立東伯町民武道館</u>	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町立赤碕町民武道館	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	<u>琴浦町立赤碕町民武道館</u>	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)
琴浦町立東伯町民武道館	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)	<u>琴浦町立東伯町民武道館</u>	午前8時30分から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日であるときは、その翌日とする。)

碓町民武道館 琴浦町立東伯町民武道館	時30分 から午 後10時 まで	翌年1月3日 まで
-----------------------	---------------------------	--------------

(利用許可の申請及び許可)

第3条 略

2 体育施設の利用申込みの受付期間は、利用する日の3日前までとする。ただし、教育長がやむを得ない理由があるとき、この限りではない。

3及び4 略

(使用料の減免及び還付)

第4条 条例第9条の定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町、町教育委員会又は町スポーツ協会が主催する事業を行う場合

(2) 略

2～4 略

--	--	--

(利用許可の申請及び許可)

第3条 略

2 体育施設の利用申込みの受付期間は、利用する日の5日前までとする。ただし、教育長がやむを得ない理由があるとき、この限りではない。

3及び4 略

(使用料の減免及び還付)

第4条 条例第9条の定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町、町教育委員会又は町体育協会が主催する事業を行う場合

(2) 略

2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第19号

琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則及び琴浦町立平岩記念会館
規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則及び琴浦町立平
岩記念会館規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づ
き、本委員会の議決を求める。

令和5年3月28日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年教育委員会規則第 号

琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則及び琴浦町立平岩記念会館規則の一部を改正する規則

(琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則の一部改正)

第1条 琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定により学校施設の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ学校長の意見を聴き、琴浦町立小・中学校施設使用申請書(様式第1号)を、<u>使用する日の3日前までに</u>教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第3条の2 教育委員会は、学校施設の<u>使用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定により学校施設の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ学校長の意見を聴き、琴浦町立小・中学校施設使用申請書(様式第1号)を、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第3条の2 教育委員会は、学校施設の<u>利用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(琴浦町立平岩記念会館規則の一部改正)

第2条 琴浦町立平岩記念会館規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>琴浦町立平岩記念会館条例(平成16年琴浦町条例第100号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申込み等)</p> <p>第2条 <u>条例第4条の規定により、琴浦町立平岩記念会館(以下「会館」という。)</u>を利用しようとする者は、様式第1号による利用許可申込書を利用しようとする日の<u>3日前</u>までに琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>会館</u>の利用を許可したときは、様式第2号による利用許可書をその申込者に交付しなければならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 <u>会館</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設設備を毀損し、又はそのおそれがある行為をすること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(監督)</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>会館</u>の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は必要な措置をすることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 <u>条例第5条第2項の規定により、</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>琴浦町立平岩記念会館の管理運営に関する事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可の申込み等)</p> <p>第2条 <u>平岩記念会館</u>を利用しようとする者は、様式第1号による利用許可申込書を利用しようとする日の<u>5日前</u>まで(<u>町民以外の者にあつては、30日前まで</u>)に琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>平岩記念会館</u>の利用を許可したときは、様式第2号による利用許可書をその申込者に交付しなければならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 <u>平岩記念会館</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>平岩記念会館の施設設備</u>をき損し、又はそのおそれがある行為をすること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(監督)</p> <p>第4条 教育委員会は、<u>平岩記念会館</u>の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は必要な措置をすることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 <u>平岩記念会館</u>の使用料の減免を受</p>

会館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

けようとする者は、様式第3号により使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第20号

琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正することについて、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年9月1日教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年琴浦町規則第 号

琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則(平成16年琴浦町規則第101号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>利用許可申請</u>の受付期間)</p> <p>第4条 トレーニングセンターの利用許可の申請は、利用しようとする日の<u>3日前までとする。</u></p>	<p>(<u>利用許可申請書</u>の受付期間)</p> <p>第4条 トレーニングセンターの利用許可の申請は、利用しようとする日の<u>3箇月前から受け付ける。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年琴浦町内訓第 号

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部を改正する内訓

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
校区	学校名	区域	校区	学校名	区域
東伯中学校区	東伯中学校	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂(一ツ屋を除く。)、上光好、森藤、山田、平和	東伯中学校区	東伯中学校	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂(一ツ屋を除く。)、上光好、森藤、山田
略			略		

附 則

この内訓は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 22 号

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年琴浦町訓令第 号

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱(平成28年琴浦町訓令第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
校区	地域	校区	地域
東伯中学校区	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂(一ツ屋を除く。)、 <u>上光好、森藤、山田、平和</u>	東伯中学校区	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂(一ツ屋を除く。)、 <u>上光好、森藤、山田</u>
略		略	

附 則

この訓令は、令和5年3月28日から施行する。

議案第 23 号

琴浦町スポーツ少年団育成強化補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町スポーツ少年団育成強化補助金交付要綱の一部を改正することについて、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年9月1日教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年琴浦町内訓第 号

琴浦町スポーツ少年団育成強化補助金交付要綱の一部を改正する内訓

琴浦町スポーツ少年団育成強化補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付) 第3条 略 2 補助金の額は、選手強化費として指導者1人当たり <u>20,000円</u> 、団員1人当たり <u>1,000円</u> を乗じた額とする。	(補助金の交付) 第3条 略 2 補助金の額は、選手強化費として指導者1人当たり <u>9,000円</u> 、団員1人当たり <u>500円</u> を乗じた額とする。

附 則

この内訓は、公布の日から施行する。

議案第24号

琴浦町体育協会補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町体育協会補助金交付要綱の一部を改正することについて、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年9月1日教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年琴浦町内訓第 号

琴浦町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する内訓

琴浦町体育協会補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
<p style="text-align: center;"><u>琴浦町スポーツ協会補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>琴浦町スポーツ協会</u>補助金(以下「補助金」という。)の交付について、<u>琴浦町補助金等交付規則</u>(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 町長は前条の目的の達成に資するため、<u>別表第1欄に掲げる者が行う事業</u>(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2 補助対象経費</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助事業者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">補助率</td> </tr> </table>			1	2 補助対象経費	3	補助事業者		補助率	<p style="text-align: center;"><u>琴浦町体育協会補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>琴浦町体育協会</u>補助金(以下「補助金」という。)の交付について、<u>琴浦町補助金等交付規則</u>(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 町長は前条の目的の達成に資するため、<u>琴浦町体育協会(以下「補助事業者」という。)</u>が行う事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2 補助対象経費</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助事業者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">補助率</td> </tr> </table>			1	2 補助対象経費	3	補助事業者		補助率
1	2 補助対象経費	3															
補助事業者		補助率															
1	2 補助対象経費	3															
補助事業者		補助率															

琴浦 町ス ポー ツ協 会	(1) 報償費(記念品、 謝金、助成金、選手強 化費等)	10 ／1 0	琴浦 町体 育協 会	(1) 報償費(記念品、 謝金、助成金、選手強 化費等)	10 ／1 0
	(2) 旅費			(2) 旅費	
	(3) 消耗品費			(3) 消耗品費	
	(4) 燃料費			(4) 燃料費	
	(5) 印刷製本費			(5) 印刷製本費	
	(6) 保険料			(6) 保険料	
	(7) 手数料			(7) 手数料	
	(8) 使用料			(8) 使用料	
	(9) 借上料			(9) 借上料	
	(10) 負担金(参加費)			(10) 負担金(参加費)	
	(11) その他補助事業 の実施に必要と認め られる経費			(11) その他補助事業 の実施に必要と認め られる経費	

附 則

この内訓は、令和5年3月28日から施行する。

議案第 25 号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 条）第 23 条の規定に基づき、学校医等を別紙のとおり委嘱することについて、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 28 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年度小・中学校医委嘱名簿

	校 医	歯科医	薬剤師	耳鼻科医	眼科医
浦安小学校	岡田耕一郎	石亀 裕通	黒木 大介	石津 吉彦	野島病院医師
聖郷小学校	妹尾 磯範	國竹 洋輔	山根 みどり		野島病院医師
八橋小学校	中本健太郎	橋本 康平	平福 恵理		野島病院医師
赤碕小学校	青木 哲哉	中久喜健也	石亀二美江		野島病院医師
船上小学校	青木 哲哉	中久喜健也	原 利一郎		野島病院医師
東伯中学校	吉中 勇人	岡本 貴史	平福 恵理	\	野島病院医師
赤碕中学校	青木 哲哉	國竹 洋輔	家森 好恵	\	野島病院医師

※野島病院は委託契約

議案第 26 号

浦安地区公民館使用料の減免について

琴浦町琴浦町公民館使用条例（平成 17 年 6 月 22 日条例第 29 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、施設使用料の減免について次のとおり対象を拡充したいので、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 28 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

地区公民館使用料の減免について

1. 趣旨

琴浦町公民館使用条例（平成 17 年 6 月 22 日条例第 29 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項に規定する使用料の減免に関する基準を定めるもの。

2. 減免措置の適用

条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を免除する基準は次のとおりとする。

- (1) 社会教育、文化芸術、健康増進などの地域活動、サークル活動などについても、広義的な社会教育活動とみなし、減免対象とする。

減免区分	例
免除	健康増進のための体操サークル 住民同士が教えあう同好会 健康に関する住民同士で開く勉強会
免除とならないもの	企業の会議室利用 先生が生業として受講料を徴収するもの 観客を集客しての発表会

令和 5 年 4 月 1 日から適用

議案第 27 号

琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項並びに琴浦町スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規則により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

琴浦町スポーツ推進委員名簿

(任期2ヵ年、令和5年4月1日～令和7年3月31日)

項目	氏名	しめい	住所	地区
1	中本 智恵	なかもと ちえ	八橋 2441-1	八橋
2	市本 智子	いちもと ともこ	八橋 272	八橋
3	丸山 保	まるやま たもつ	下大江 417	下郷
4	中川 康子	なかがわ やすこ	三保 255	下郷
5	手嶋 信広	てしま のぶひろ	三保 116	下郷
6	前畑 裕志	まえはた ひろし	赤碕 2011	赤碕
7	中井 一郎	なかい いちろう	竹内 372	以西
8	奥山 眞奈美	おくやま まなみ	法万 132-1	古布庄
9	金光 敦	かねみつ あつし	逢束 199	浦安
10	小泉 真樹	こいずみ まき	八幡 286-1	安田
11	大石 陽一郎	おおいし よういちろう	西宮 153	成美
12	箱木 芳	はこぎ かおり	法万 66	古布庄
13	前田 悟志	まえだ さとし	八幡 1099	安田
14	村上 貴康	むらかみ たかやす	杉下 201	下郷
15	小倉 啓彰	おぐら ひろあき	大杉 209	上郷
16	高力 政寿	こうりき まさとし	高岡 369	以西
17	浜田 儀	はまだ ただし	八橋 1431	八橋
18	古林 敦子	こばやし あつこ	杉地 354-3	古布庄
19	黒松 真一	くろまつ しんいち	中尾 648-1	浦安
20	村木 健人	むらき けんと	浦安 390-4	浦安
21	キラガ 典子	きらんが のりこ	赤碕 1429-2	赤碕
22	高見 富美子	たかみ ふみこ	槻下 933-59	浦安

[退任]

岩船洋一（浦安地区）、河本洋二（八橋地区）、山本章（赤碕地区）

高橋太雅（上郷地区）、前田直久（成美地区）

議案第28号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項並びに琴浦町公民館条例（平成17年条例第28号）第6条第2項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和5年 3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	住 所	生 年	備 考
山根 純一	琴浦町徳万 636 番地 2	昭和 57 年	八橋小学校 PTA 会長

安田地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

変更	氏 名	住 所	生 年	備 考
(変更前)	森下 君子	琴浦町八幡 761 番地 2	昭和 19 年	スポーツ推 進員
	小泉 真樹	琴浦町八幡 286 番地 1	昭和 41 年	スポーツ推 進員
(変更後)	西中 泰雅	琴浦町籠津 1007 番地	昭和 50 年	安田地域 づくり協 議会社会 教育部員
	金田 文丈	琴浦町八幡 1055 番地 1	昭和 51 年	安田地域 づくり協 議会社会 教育部員

議案第 29 号

生涯学習センター使用料の減免について

琴浦町生涯学習センター利用条例（平成 16 年 9 月 1 日条例第 102 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、施設利用料の減免について次のとおり対象を拡充したので、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 28 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

生涯学習センター使用料の減免について

1. 趣旨

琴浦町生涯学習センター施設利用条例(平成16年9月1日条例第102号。以下「条例」という。)第7条に規定する使用料の減免に関する基準を定めるもの。

2. 減免措置の適用

条例第7条の規定により使用料を減額又は免除する基準は次のとおりとする。

- (1) 町の行政機関がその業務のために利用する場合
- (2) 町立の学校、保育園、子ども園がその教育のため主催して利用する場合
- (3) 町内の社会教育関係団体がその目的のため主催して利用する場合
- (4) 町PTA等の教育関係団体
- (5) 町の行政機関が構成団体に参画する実行委員会の会議
- (6) 町内の教養・文化芸術関係団体が日常的な活動として利用する場合
- (7) 県内の障がい者団体

	減免区分	例
(1)	全額免除	町主催の会議や事業
(2)	全額免除	学校、保育園、子ども園の会議や事業
(3)	全額免除	青年団、婦人会、PTA 連合協議会、青少年健全育成協議会、子ども会
(4)	全額免除	各小中学校 PTA
(5)	全額免除	各種実行委員会
(6)	半額免除	<u>合唱関係団体、芸能関係団体</u> 、文化協会関係団体、その他文化団体の日常的な活動。(発表活動は含まない)
(7)	半額免除	手をつなぐ育成会

令和5年4月1日から適用

議案第30号

琴浦町職員の人事異動について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号)第21条第3項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和5年3月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年度 琴浦町職員人事異動

(敬称略)

◆退職 発令 令和5年3月31日

氏名	所属	職名等	備考
岸本 隆治	教育総務課	課長補佐	派遣終了(鳥取県へ)
河原 久子	教育総務課	課長補佐	派遣終了(鳥取県へ)

◆採用 発令 令和5年4月1日

氏名	所属	職名等	備考
岸田 和久	教育総務課	参事兼指導主事	鳥取県派遣
谷岡 裕子	教育総務課	課長補佐兼指導主事	鳥取県派遣

◆異動 発令 令和5年4月1日

新			氏名	旧	
所属	室等	職名等		所属	職名等
教育総務課	指導係	参事兼指導主事(鳥取県派遣)	岸田 和久	鳥取県	
	指導係	課長補佐兼指導主事(鳥取県派遣)	谷岡 裕子	鳥取県	
社会教育課	生涯学習係	係長	増田 裕子	社会教育課	係長
	社会体育係	課長補佐兼社会体育係長	柏木 貞昭	税務課	課長補佐
	社会体育係	健康寿命延伸コーディネーター(暫定再任用・併任)	藤原 静香	すこやか健康課	健康寿命延伸コーディネーター
人権・同和教育課		課長	三好 和宏	出納室	室長
	人権教育推進係	主査兼人権教育推進係長	田栗 恵子	子育て応援課	主査
出納室		室長	渡邊 文世	人権・同和教育課	課長
総務課	防災危機管理室	主事	村木 健人	人権・同和教育課	主事
商工観光課	観光担当	主任	池本 康恵	社会教育課	主任
上下水道課	分庁総合窓口係	主事	亀井 絵梨佳	社会教育課	主事

議案第 3 1 号

琴浦町会計年度任用職員の任用について

琴浦町会計年度任用職員の任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年度 琴浦町会計年度任用職員

発 令

令和5年4月1日

所 属	職名	氏 名	備 考
教育総務課	事務補助	白水 多美子	
社会教育課	事務補助	大田 望	
	作業員	池口 陽二	
	生涯学習センターオペレーター	米田 麻里	
	総合体育館施設管理	三嶋 憂妃	
人権・同和教育課	人権教育推進員	鍋島 しのぶ	
八橋地区公民館	公民館長	清水 雅彦	
	公民館主事	新石 夕子	
浦安地区公民館	公民館長	竹中 徳	
	公民館主事	川本 伸幸	
下郷地区公民館	公民館長	田中 敏夫	
	公民館主事	石橋 千登勢	
上郷地区公民館	公民館長	岩本 昭一	
	公民館主事	渡邊 享代	
古布地区公民館	公民館長	馬野 忠篤	
	公民館主事・集落支援員	生田 孝子	(兼)企画政策課
	公民館主事・集落支援員	幅田 友美	(兼)企画政策課
赤碕地区公民館	公民館長	三浦 孝司	
	公民館主事	西岡 雅廣	
成美地区公民館	公民館長	森田 浩二	
	公民館主事	山本 伊都子	
安田地区公民館	公民館長	永田 彰寿	
	公民館主事・集落支援員	林原 克幸	(兼)企画政策課
以西地区公民館	公民館長	橋井 操	
	公民館主事・集落支援員	小塩 広子	(兼)企画政策課
	公民館主事・集落支援員	西田 葉子	(兼)企画政策課
図書館	司書	中田 葉子	
	司書	大久保 順子	
	司書	中川 真利	
	司書	古川 彩海	
	司書	手嶋 陽子	
	司書	岩本 蘭	
学校給食センター	事務補助	川上 絵美	
東伯文化センター	館長	河井 園子	
	隣保館指導員	東原 恵美	
	児童厚生員	倉西 ひとみ	
赤碕文化センター	館長	西村 敦郎	
	隣保館指導員	澤田 直美	
	児童厚生員	米田 美奈	

令和5年度 琴浦町会計年度任用職員

発 令

令和5年4月1日

所 属	職 名	氏 名	備 考
東伯中学校	学校業務	大本 哲也	
	学校図書館司書	三好 美幸	
	ALT	ポワレット・ピーター	
	学習支援員	森 博之	
	学習支援員	横山 琉夏	
	日本語学習支援員	藤田 博司	
	教育相談員	牧野 浩子	
	部活動指導員	上野 光男	
	部活動指導員	竹中 勝利	
八橋小学校	学校業務	玉木 理香	
	学校図書館司書	馬野 美幸	
	学習支援員	田中 朱美	
	学習支援員	盛山 鈴奈	
	日本語学習支援員	小谷 ジョセフィン	
	小学校看護師	谷口 眞弓	
浦安小学校	学校業務	西長 千佳子	
	学校図書館司書	木村 匠	
	学習支援員	生田 紀子	
	日本語学習支援員	前田 祥文	
	日本語学習支援員	杉谷 静香	
聖郷小学校	学校業務	松田 元子	
	学校図書館司書	石田 琢朗	
	学習支援員	高山 由美	
	学習支援員	佐伯 治子	
赤碕中学校	学校業務	吉田 弥栄子	
	学校図書館司書	尾崎 晴奈	
	ALT	チョン・デレク	
	学習支援員	大本 照美	
	学習支援員	青亀 義雄	
	教育相談員	妻由 裕子	
		齋尾 裕美	
赤碕小学校	学校業務	齋尾 裕美	
	学校図書館司書	秋田 真希	
	学習支援員	荒木 千彰	
	学習支援員	野口 伸枝	
船上小学校	学校業務	吹野 友美	
	学校図書館司書	竹田 栄子	
	学習支援員	馬野 明子	
教育総務課	スクール・ソーシャル・ワーカー	金田 浩子	
	特別支援教育コーディネーター	園 まゆみ	
	CSディレクター	森田 澄恵	
	外国語活動支援員	浦川 由加里	
	外国語活動支援員	スエイシー シドニー	

協議事項

教育委員会の権限に属する事項のうち、教育長専決事項として下記を追加することについて

- ・学校運営協議会委員の任命、委嘱

理由：委員の交代等に速やかに対応することで欠員期間を生じさせないため

○琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。
- (4) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の人事に関すること。
- (6) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (7) 通学区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 教科用図書の採択に関すること。
- (10) 琴浦町保護文化財の指定又は解除に関すること。

(専決処分)

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 第2条第1項第5号の規定のうち、県費負担職員を除く職員の任免その他人事に関すること。
- (2) 職員の昇給その他給与、服務に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決処分したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。